

年　　月　　日

文化庁長官 殿

所有者 住所
氏名 印

重要文化財の（滅失、き損、亡失、盜難）の届出

下記のとおり、重要文化財の（滅失、き損、亡失、盜難）について、文化財保護法第33条及び国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
(現在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、き損、亡失又は盜難の事実の生じた日時及び場所
- 8 滅失、き損、亡失又は盜難の事実の生じた当時における管理の状況

9 滅失、き損、亡失又は盜難の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

10 滅失、き損、亡失又は盜難の事実を知った日

11 滅失、き損、亡失又は盜難の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

【添付資料】

き損の場合にあたっては、写真又は見取り図、その他き損の状態を示す書類